

検討の背景及び検討課題

1 水素スタンド併設給油取扱所に係る消防法令の主な改正経緯

- (1) 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 17 年 2 月 18 日公布、同年 4 月 1 日施行）
給油取扱所の基準の特例として、電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所の基準を新設。
- (2) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 17 年 3 月 24 日公布、同年 4 月 1 日施行）
圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術基準を規定。
- (3) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する政令（平成 24 年 5 月 23 日公布、同日施行）
顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例に、圧縮水素充填設備設置給油取扱所を追加。
- (4) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 24 年 12 月 18 日公布、同日施行）
給油取扱所に設置することができる圧縮水素スタンドの常用の圧力が 40MPa 以下から 82MPa 以下に引き上げ。
- (5) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 27 年 6 月 5 日公布、同日施行）
圧縮水素充填設備設置給油取扱所における液化水素関連設備の技術基準を規定。

2 水素スタンドの整備促進に関連する政府方針等

- 規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し」として、37 項目について関連規制の見直しが求められている。（参考資料 1－2）

このうち、消防法令に関連する項目としては、「水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討」として、水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始するとされたほか、「水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容」についても検討が求められている。

(規制改革実施計画より抜粋)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全製と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の安全対策について検討を開始する。	高圧ガス保安法につき、平成 29 年度検討開始、消防法につき、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始	総務省 経済産業省
水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	「⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成 29 年度に公開の場での検討を開始	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省

○平成 29 年 4 月に開催された再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議においては、水素社会の実現に向けて、政府一体となって取り組むための「基本戦略」を年内に策定することとされた。

○水素スタンドを併設する給油取扱所の停車スペースの共用化や、有機ハイドライド方式の水素スタンドの設置、給油取扱所への液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドの併設等について、関係団体から消防法令上の技術基準の整備が求められている。

4 検討課題

上述のような状況を踏まえ、水素スタンド整備を加速させるための取組として消防法令上の技術基準の整備を行うため、以下の 4 つの課題について検討を行う。

- (1) 水素スタンドを併設する給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方
- (2) 有機ハイドライド方式の水素スタンドに関連する危険物施設の安全対策のあり方
 - ・有機ハイドライド方式の水素スタンドにおいて、有機ハイドライド（危険物）を貯蔵し、又は取り扱う一般取扱所の安全対策のあり方
 - ・有機ハイドライド方式の水素スタンドを併設する給油取扱所の安全対策のあり方
- (3) 液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドを併設する給油取扱所の安全対策のあり方
- (4) 遠隔監視による無人運転の水素スタンドを併設する給油取扱所の安全対策のあり方
(高圧ガス保安法上の技術基準が定められ次第、検討を開始する見込み。)